

10月は国民健康保険証の更新月です

現在お持ちの保険証の有効期限は「平成26年9月30日」です。
新しい保険証を9月下旬までに郵送（簡易書留）しますので、
 その記載事項をご確認ください。保険証はカードタイプですの
 で、ひとりずつ持っていたくことになります。

**10月以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示
 してください。**

期限切れの保険証は、保健福祉課又は各振興センターで随時
 回収しております。（郵送可）

今回送らせていただく新しい保険証の有効期限は「平成27年
 9月30日」ですが、次のいずれかの条件に当てはまる方は、有
 効期限が平成27年9月30日以前の日付になっています。

条件	有効期限等
平成26年10月2日～ 平成27年9月30日の 期間に75歳になる方	後期高齢者医療制度に加入となるため、有効 期限は75歳の誕生日の前日となります。
退職者国保であり、 平成26年10月2日～ 平成27年9月1日の 期間に65歳になる方	一般の国保に切り替えとなるため、有効期限は 65歳の誕生日の月（誕生日が1日の場合は前 月）の末日となります。 条件に当てはまる方が退職被保険者本人の場 合は、その被扶養者の有効期限も同様になり ます。

有効期限がきた後、後期高齢者医療制度に加入される方に
 は後期高齢者医療制度の保険証を、それ以外の方には一般の国
 民健康保険証を郵送します。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

		こんな場合	届出に必要なもの
国保に 入る	職場の健康保険を やめた	職場の健康保険を やめた	職場の健康保険をやめた証明書、 印鑑
	職場の健康保険の 被扶養者でなく なった	職場の健康保険の 被扶養者でなく なった	被保険者でなくなった証明書、 印鑑
国保を やめる	職場の健康保険に 加入した	職場の健康保険に 加入した	国保と職場の両方の保険証（職 場の保険証が未交付の場合は加 入証明）、印鑑
	職場の健康保険の 被扶養者になった	職場の健康保険の 被扶養者になった	



この件についてのお問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 国保係
 電話(0868)54-26886